筑前町告示第 123 号

町道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項の規定に基き、次のように町道の路線の区域を変更する。

その関係図面は、筑前町役場建設課において、この告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年 11 月 13 日

筑前町長　　田　頭　喜　久　己

路線番号	路線名	変更の区間		変更の内容		
					幅員(m)	延長(m)
11	長者町・下高場・四三島線	起点	筑前町下高場字本村 2149 番 2 地先	変更前	3.6～6.8	169.0
		終点	筑前町下高場字本村 2220 番１地先	変更後	5.2～7.8	169.0